

就学事務システム（就学援助）の標準仕様作成事業 就学援助事務システム標準化検討会（第3回）議事概要

1. 日時 令和3年8月17日（火） 10:00～11:40
2. 会議形式 オンライン会議
3. 出席者 構成員：藤村委員（座長）、阿部委員、安藤委員、飯野委員、鷹委員、二見委員、吉本委員
オブザーバー：出塩リーダー、丸尾補佐、清水補佐、前田補佐官、風間補佐
事務局：文部科学省修学支援PT、アビームコンサルティング株式会社

4. 議事
（1）自治体意見照会意見及びWT検討結果を踏まえた対応方針
（2）今後のスケジュールについて

5. 議事概要

- 事務局から、現在までの検討状況と今後のスケジュールについて説明が行われ、続いて意見交換が行われた。意見交換の概要は、以下のとおりである。
- 本日の意見を踏まえた標準仕様書（案）の修正について、具体的な内容は事務局及び座長に一任することが了承された。

6. 意見交換概要

- 外国人住民等に配慮したルビ付き帳票について、ルビが否認定理と教示文に限定されているのは何故か。通知の内容が分からなければ相談も難しくなるため、可能であれば否認定通知・保留通知・認定取消通知の全ての項目にルビを振ってほしい。
→タイトルや通知文にはルビを振る。費目名等の細かい項目はレイアウト上の制約を考慮し、対応が難しいと判断して現状のとおりとしている。
- ルビを振ることはレイアウトよりも優先されるのではないか。
- 受益者への配慮を優先し、情報を正確に伝達するため、全ての印字項目にルビを振ることを検討してはどうか。
→ご意見を踏まえて検討する。

- 就学援助希望の管理について、利用有無は各自治体の判断になると考えるが、制度の周知を促すという点では、「オプション機能」ではなく「実装すべき機能」としても良いのではないか。

- 各自治体の事例については別途、説明会等の場で周知することを検討している。自治体への周知後に「実装すべき機能」に変更するという手順を検討している。

- 事例の紹介だけでは自治体への周知には繋がらないのではないか。

- ある自治体では学校経由で全児童生徒に周知文書を配布している。

- 標準化した機能は、全自治体が必ず利用する必要はないという理解で間違いないか。

- 実装すべき機能の全てを利用しなければならないわけではない。各機能や管理項目を利用するかは、自治体ごとに判断いただける。

- オプションとすると実装の無い製品が出てくる懸念がある。制度の周知のため、実装すべき機能として定義し、全製品に搭載してもらう必要があるのではないか。

- 「実装すべき機能」または「オプション機能」のどちらの状態をデフォルトとするのかという検討が重要ではないか。

- 学校における実務を踏まえ、制度趣旨に沿って保護者への周知を行うことが重要であると考え、「実装すべき機能」とすることが望ましいのではないか。

- 「実装すべき機能」とすることで、学校・教育委員会の事務負担の増加を懸念していたが、ご意見を踏まえ、検討する。

- 郵送コストを考慮して、児童生徒に通知を配付する運用は好ましくないのではないか。児童

生徒に直接通知書を手渡すことで、周囲に知られてしまうといった可能性はないか。

→学校経由での配布の際、就学援助の申請を行っていると周囲に知られることが無いように十分に配慮していると聞いている。

○全ての自治体・学校が同様の配慮をしているとは断定できないのではないか。また、公文書を児童生徒経由で配付するのは好ましくないと考える。標準化にあたり自治体の現行運用に必ずしも配慮する必要はないのではないか。

○制度趣旨やリスクを考慮すると郵送配付が良いと考える。一方で、学校コードの標準化自体に問題はない。配付方法は別途検討すればよいのではないか。

○標準仕様の策定にあたり、必ずしも自治体の現状を追認する仕様としなくてもよいのではないか。今後の運用を考慮すると、保護者へ直接郵送するほうが良いと考える。ただし、学校コード自体はデータ利活用の観点から標準化する必要があると考えており、学齢簿システムにおいても同様の検討をしていると認識している。

○民法上、郵送物の投函または本人及びその家族等による受領があった時点で通知の通達と見なされるが、児童生徒への配付では通知が実際に保護者のもとに届いていない場合でも通知が到達しているものと見なされてしまう懸念がある。

○制度趣旨や目的等を記載する冒頭文に運用に関する意図を記載してはどうか。

→ご意見を踏まえて検討する。

○費目ごとに学校長払いとしている自治体もあると思うが、システムにおいて保護者の了解を得ているかどうかは管理されているのか。

→今回、申請書について標準化の対象外としているが、申請書等に記載することで、学校長の代理受領について保護者の了解を取っていると認識している。

○保護者の了解を取らずに運用している場合は法的に問題となりうると考えられるため、申請書についてはシステム対象外とのことだが、こういった運用を助長させないよう注意を促す記載があると望ましい。

→本仕様書以外での対応も含めて検討する。